

令和6年度自治推進委員会

自治基本条例検証用資料

【令和5年度の取組み】

(第28条、第39条～第40条)

- ・ おいらせ町自治基本条例（逐条解説）
- ・ これまでの検証結果
- ・ 参考データ資料

第28条 総合計画

■ 逐条解説 ■

(総合計画)

第28条 行政は、計画的な行政運営を行うため、定められた期間ごとに総合計画を策定して事業を実施します。

2 総合計画の策定にあたっては、当初から町民との協働により進めなければなりません。

【第28条】

町の行政運営は総合計画に基づき、計画的に行われるべきであることを規定しています。また、総合計画の策定にあたっては、スタートの段階から町民と情報を共有し、策定作業に町民が関わるような体制を整えることを求めたものです。

■ これまでの検証結果 ■

- ・計画策定の過程については、当条例の主旨に沿って取り組まれている。
- ・住民懇談会等の参加人数は少なく、参加者もほぼ同じ人が出席しているが、以前と比較すると増加している。町民に関心を持ってもらえるよう努めてほしい。(令和元年度自治推進委員会)

■ 検証作業のポイント ■

- ・行政が、総合計画を策定して事業を実施しているか。計画の策定を町民との協働によりすすめているか。

■ 参考データ資料 ■

- ・第2次おいらせ町総合計画後期基本計画概要版(資料2)
- ・第2次おいらせ町総合計画後期基本計画住民説明会開催状況
 - 令和6年2月26日(月) 中央公民館 参加者28名
 - 令和6年2月27日(火) みなくる館 参加者35名
 - 令和6年2月28日(水) 北公民館 参加者39名
- ・令和4年度事業 後期基本計画策定に係る基礎調査(町民アンケート)
 - 令和4年8月 18歳以上町民2,000名を無作為抽出し送付(回収率48%) 等

■ 委員の提言・討論 ■

第39条 運用状況の検証

■ 逐条解説 ■

(運用状況の検証)

第39条 おいらせ町は、この条例の運用状況を毎年検証し、これを公表します。

2 条例の運用状況を検証するための組織は別に設置します。

【第39条】

この条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないよう、また条例の理念が損なわれることのないよう、定期的に検証し、それを公表することを規定しています。

検証は、行政内で行うのではなく、町民を含む別の組織を設置して行うことを定めています。

■ これまでの検証結果 ■

- ・ 条例の規定に基づき自治推進委員会で毎年度検証作業及び公表が行われているが、今後も継続する必要がある。(令和元年度自治推進委員会)

■ 検証作業のポイント ■

- ・ 条例の定期的検証が、毎年なされているか。
- ・ 条例の検証は、町民を含む別の組織が行っているか。

■ 参考データ資料 ■

・ 令和5年度自治推進委員会開催状況

令和5年5月23日(火)	第1回自治推進委員会
令和5年7月11日(火)	第2回自治推進委員会
令和5年10月17日(火)	第3回自治推進委員会
令和6年1月16日(火)	第4回自治推進委員会
令和6年3月12日(火)	第5回自治推進委員会
令和6年3月21日(木)	見直しに関する提言書提出

■ 委員の提言・討論 ■

第40条 条例の見直し

■ 逐条解説 ■

(条例の見直し)

第40条 この条例は5年を越えない期間ごとに見直します。

2 条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴かなければなりません。

【第40条】

前条により、毎年検証が行われた結果、改訂が必要になったときはそれを公表し、改訂にあたってはできるだけ多くの町民から意見を聴くことを求めた規定です。

■ これまでの検証結果 ■

- ・平成30年度に見直し作業及び行政に対する提言がなされ、取組についての対応状況について確認したが、行政は智元内容を踏まえ事務改善に努め、自治基本条例に掲げられた項目を着実に実現するべきである。(令和元年度自治推進委員会)

■ 参考データ資料 ■

- ・自治基本条例見直しへの提言書に対する取り組み状況について(資料3)

■ 委員の提言・討論 ■
